

# 被保険者の方の生活習慣病予防健診

35歳以上75歳未満の方が受診できます。

〔なお、40歳から74歳までの方は生活習慣病予防健診を受診をすると、特定健康診査を受診したことになり、メタボリックシンドローム予備軍と判定された方は、特定保健指導を受けることができます。〕

健診の種類と主な検査項目	受けられる方	本人の費用負担
<b>一般健診</b> (特定健康診査項目を含む。) ▼ ●問診・触診・身体計測(腹囲など) ●視力・聴力測定 ●血圧測定 ●尿検査 ●便潜血反応検査 ●血液一般検査 ●血糖検査 ●尿酸検査 ●血液脂質検査 ●肝機能検査 ●胸部レントゲン検査 ●胃部レントゲン検査 ●心電図検査など (注)胃部レントゲン検査に代えて、胃内視鏡検査を実施する場合があります。	①40歳以上75歳未満の被保険者の方 S13.4.2～S48.4.1に生まれた方 ※S12.4.2～S13.4.1に生まれた方は、75歳の誕生日の前日まで受診できます。  ②35～39歳で生活習慣の改善指導を受けることを希望する被保険者の方 S48.4.2～S53.4.1に生まれた方	<b>健診費用総額の38%</b> (最高6,843円)を負担  [ 健診費用総額の上限 18,007円 ]
<b>●眼底検査</b> ・医師から追加検査が必要と告げられた場合に受診して下さい。 ・眼底検査の費用は、一般健診の費用に併せて窓口で支払うこととなります。		<b>眼底検査費用の10%</b> (最高76円)を負担 [ 健診費用の上限756円 ]
<b>付加健診</b> (一般健診と併せて受診出来ます。) ▼ ●尿沈渣顕微鏡検査 ●血液学的検査(血小板数、末梢血液像) ●生化学的検査(総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、LDH) ●眼底検査 ●肺機能検査 ●腹部超音波検査	一般健診を受診する方で ①40歳の被保険者の方 S47.4.2～S48.4.1に生まれた方  ②50歳の被保険者の方 S37.4.2～S38.4.1に生まれた方	<b>健診費用総額の50%</b> (最高4,583円)を負担  [ 健診費用総額の上限 9,166円 ]
<b>乳がん・子宮がん検診</b> (一般健診と併せて受診出来ます。) ▼ 乳がん検診 ●問診・視診・触診 ●乳房エックス線検査 子宮がん検診 ●問診 ●細胞診	一般健診を受診する 40歳～74歳の偶数年齢の女性の被保険者で受診を希望する方 40歳 S47.4.2～S48.4.1に生まれた方 42歳 S45.4.2～S46.4.1に生まれた方 44歳 S43.4.2～S44.4.1に生まれた方 …等 40歳以上2歳刻み	<b>健診費用総額の30%</b> 50歳以上:最高1,666円 40～48歳:最高2,240円 を負担  [ 健診費用総額の上限 50歳以上:5,554円 40～48歳:7,465円 ] ※上記の額は、乳がん・子宮がん検診のセットの金額です。
※健診機関によっては、一般健診とは別の医療機関での検診となる場合があります。		<b>40～48歳の方と50歳以上の方で費用負担額が異なります。</b>
<b>子宮がん検診</b> (単独受診も可能です。) ▼ ●問診 ●細胞診	20歳～38歳の偶数年齢の女性の被保険者で受診を希望する方 20歳 H4.4.2～H5.4.1に生まれた方 22歳 H2.4.2～H3.4.1に生まれた方 …等 20歳以上2歳刻み	<b>健診費用総額の30%</b> (最高630円)を負担  [ 健診費用総額の上限 2,100円 ]
<b>36歳、38歳の方で一般健診を受けられる方は、一般健診と併せて受診することもできます。</b>		
<b>肝炎ウイルス検査</b> ▼ ●HCV抗体検査 ●HBs抗原検査	①一般健診を受診する方 ②一般健診においてGPT値が36以上であった方  (但し、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方を除く)	<b>健診費用総額の30%</b> (最高595円)を負担  [ 健診費用総額の上限 1,984円 ]
<b>ご注意!</b> プライバシーに配慮して、本人自身が健診実施機関に直接申し込みます。		